

いじめ防止対策推進法に基づくいじめの重大事態の 調査結果に対する再調査について

堺市立中学校で発生した、いじめの重大事態（いじめ防止対策推進法第28条）に該当する事案に関して、令和7年11月27日、いじめ被害生徒保護者及び同代理人から、堺市いじめ防止等対策推進委員会[※]（以下、第三者委員会）が行つたいじめの重大事態の調査結果（令和2年10月付け「いじめ重大事態調査報告書」）及び令和3年10月付け「いじめ重大事態追加調査報告書」）に対して、再調査を求める要望書の提出がありました。

堺市では、同法第30条第2項及び文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」第12章第1節に基づき、要望書の内容を総合的に検討した結果、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと判断し、市長による再調査の実施を決定しました。

今後は、同法第30条第2項及び堺市いじめ問題再調査委員会条例に基づき、堺市いじめ問題再調査委員会の開催に向け、委員委嘱等の準備を進めます。

※現在は堺市いじめ重大事態調査委員会がいじめの重大事態に関する調査審議を所掌しています。

1 再調査までの主な経緯

令和元年11月	当該生徒が死亡
令和2年11月	第三者委員会から答申（令和2年10月付け「いじめ重大事態調査報告書」）
令和3年10月	第三者委員会から答申（令和3年10月付け「いじめ重大事態追加調査報告書」）
令和7年11月27日	被害生徒保護者及び同代理人から再調査要望書を收受
令和8年2月10日	再調査決定

2 事案の概要

堺市立中学校1年生の生徒が、いじめ行為がきっかけとなり不登校状態に陥り、その後、長期欠席が改善することなく不登校状態が1年以上継続していた中で、令和元年11月に亡くなった事案。

○調査報告書の主な内容

- ①「そんな中途半端やつたら辞めてや」との発言、「死ね」「うざい」などの発言、話し合い、当該生徒に渡されたものであると考えられるメモのいずれについても、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」にあたるものと評価する。
- ②認定した一連のいじめ行為が、不登校のきっかけとなったことは明らかであるといえる。
- ③当該生徒の死亡原因については、自殺である可能性が高いものとして認定する。
- ④調査の結果、明らかとなった事実関係からは、いじめと被害生徒の死亡との間に因果関係があったものと認めるることはできない。

3 再調査の実施理由

前回のいじめの重大事態調査時には、いじめ被害生徒の携帯電話はパスワードでロックされており、端末内の情報を確認できない状態であったが、その後、当該生徒の保護者がパスワードを解除し、今回の再調査の要望に当たり、携帯電話に保存されていた画像等の資料提供を市が受けた。

これら資料を確認した結果、不登校期間中の当該生徒の心情を推察でき、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと判断したため、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」第12章第1節（2）で示される「再調査を行う必要があると考えられる場合」に該当すると認め、再調査を実施するもの。

4 今後の予定

堺市いじめ問題再調査委員会の開催状況は、ホームページでお知らせします。

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shingikai/kodomoseishonenkyoku/index.html>

5 再調査の実施機関

○堺市いじめ問題再調査委員会

- ・同委員会は「堺市いじめ問題再調査委員会条例」に基づき、7人以内の委員で組織します。
- ・法律、医療、心理、福祉、教育等に関して専門的な知識及び経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、再調査の対象となる重大事態ごとに市長が委嘱します。

6 参考

○いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）

第12章 地方公共団体の長等による再調査

第1節 再調査の概要（2）再調査を行う必要があると考えられる場合

- ①調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ②事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していない等により対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

問い合わせ先	担当課：子ども青少年局 子ども青少年育成部 いじめ不登校対策支援室 電話：072-340-0201 ファックス：072-228-8341
--------	---